

# 平成24年度水防月間実施概要

## 1. 目的

水防月間の実施は、水害から国民の生命と財産を守るため、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資すること及び出水期を前にした水防体制の強化を図ることを目的とする。

## 2. 期間

平成24年5月1日（火）から平成24年5月31日（木）まで  
（北海道にあっては、平成24年6月1日（金）から平成24年6月30日（土）まで）

## 3. 主催

国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体（市町村等）

## 4. 後援

警察庁、総務省消防庁、防衛省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本放送協会、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民間放送連盟、日本赤十字社

## 5. 協賛

全国水防管理団体連合会、公益社団法人日本河川協会、  
全国治水期成同盟会連合会、（社）建設広報協議会、（社）全国海岸協会、  
（社）全国防災協会、（財）河川情報センター、全国建設弘済協議会

## 6. 運動のテーマ

洪水から守ろうみんなの地域

## 7. 月間の重点

（1）水防の重要性の普及と水防演習の実施

※ 特に、地域住民・企業が参加する水防演習の実施

（2）水防体制の強化

※ 特に、重要水防箇所の周知徹底及び水防活動従事者の安全確保

（3）河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

※ 特に、堤防、護岸、堰、水門、樋門、閘門等の点検整備

## 8. 実施概要

水防管理団体、都道府県及び河川管理者は、出水期を前にしたこの月間内に、以下の活動を実施するよう努めるものとする。

## I 水防の重要性の普及と水防演習の実施

### (1) 広報活動等の推進

- ・新聞、テレビ、ラジオ及びインターネット等を活用した広報活動等
- ・洪水・高潮だけではなく、津波に対する防災意識向上も図られるよう考慮した水防に関する講演会、シンポジウム、展示会、研修会等
- ・地域住民への避難場所の周知及び住民参加による避難訓練の実施等
- ・水防団員の確保及び所属する事業所に対する協力依頼
- ・水防功労者の表彰

### (2) 水防演習の実施

- ・地域住民・企業や地域の有識者及びNPO等が参加する総合的な水防演習の実施

## II 水防体制の強化

### (1) 水防工法の知識の取得と技術の体得

### (2) 洪水予報、水防警報、特別警戒水位（避難判断水位）への到達情報の通知及び周知等の情報伝達演習等による迅速かつ確実な情報伝達体制の確保

### (3) 水防資器材の点検、整備

### (4) 重要水防箇所への周知徹底等

### (5) 水防研修等の充実

### (6) 水防活動従事者の安全確保

- ・水防活動従事者の退避ルールの確立及び無線通信機器やライフジャケット等装備に関する点検の実施

## III 河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

水防管理者等は、河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者等に連絡して必要な措置を求めるとともに、河川管理者においては、一層厳重に河川を巡視するとともに、河川管理施設、許可工作物の安全性について点検し、以下について実施すること。

### (1) 危険と思われる河川管理施設における補強工事等

### (2) 許可工作物の施設管理者に対する適切な指導監督

### (3) 堤防、護岸等について施設の状態確認及び厳重な警戒

### (4) 堰、水門、樋門、閘門等の重点的な点検

なお、津波時や整備水準を上回る洪水、高潮時において、水門等を操作できない状況が生じる場合があるので、河川管理者は、こうした状況においても被害が最小限となるよう、水門等の状況や操作の考え方について、水防関係者等に十分に説明するとともに、それらの実態に即した防災訓練を実施するなど、住民への周知を図ること。